

北上市告示甲第55号

北上市路線バス維持費補助金交付要綱（平成16年北上市告示第1号）の一部を次のように改正し、令和4年10月1日以後の運行から適用する。

令和5年8月7日

北上市長 八重樫 浩 文

改正前	改正後
<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の<u>12月10日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(交付対象の特例)</p> <p>第8 [略]</p>	<p>(補助金の交付申請)</p> <p>第5 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を補助金の交付を受けようとする年度の<u>12月20日</u>までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(交付対象の特例)</p> <p>第8 [略]</p> <p><u>2 令和2年度において、この告示による補助金の交付を受けた路線については、令和5年度分の補助金に限り、第2第2項第2号に規定する「平均乗車密度が4人以上」の要件を適用しない。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	